

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、施行令、施行規則等二段表

<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成二十一年四月二十四日) (法律第二十六号)</p>	<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令 (平成二十一年十一月五日) (政令第二百六十号)</p>	<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令 (平成二十一年十一月五日) (財務省令・農林水産省令第一号)</p> <p>○米穀等の産地情報の伝達に関する命令 (平成二十一年十一月五日) (内閣府令・財務省令・農林水産省令第一号)</p>
<p>(目的) 第一条 この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。</p>	<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令 (平成二十一年十一月五日) (政令第二百六十一号)</p>	<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七條第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令 (平成二十一年十一月五日) (農林水産省令第六十一号)</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(米穀並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除き、料理を含む。以下同じ。)であつて政令で定めるものをいう。</p>	<p>(米穀を原材料とする飲食料品) 第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める飲食料品は、次に掲げるものとする。 一 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの(これらの調製食料品(次号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げるものを除く。)であつて、農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。) 二 米菓生地 三 もち 四 だんご 五 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調理をしたものであつて、粒状のもの(これを含む料理その他の飲食料品を含む。) 六 米菓 七 米こうじ</p>	<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第一号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件 (平成二十一年十一月五日) (農林水産省告示第五百五十一号)</p>
		<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律</p>

- 八 清酒
- 九 単式蒸留しようちゆう
- 十 みりん

- 2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。
- 3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において指定米穀等について「産地」とは、指定米穀等が米穀である場合にあってはその産地をいい、飲食料品である場合にあっては当該飲食料品の原材料である米穀の産地（飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないものその他の主務省令で定める指定米穀等にあっては、主務省令で定める事項）をいう。

（指定米穀等）
第二条 法第二條第三項の政令で定める米穀等は、米穀（飼料用のものその他の食用に供しないものを除く。）及び前条各号に掲げるものとする。

る法律施行令第一條第一号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件
 （平成二十一年十一月五日）
 （農林水産省告示第五百五十一号）

- 1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（以下「令」という。）第一條第一号の農林水産大臣が定める方法は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - 一 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。
 - 二 ロールにかけ、又はフレック状にすること。
 - 三 穀を取り除き、真珠形にとう精すること。
 - 四 薄く切ること。
 - 五 粗くひくこと。
- 2 令第一條第一号の農林水産大臣が定める基準は、米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット（直接圧縮すること又は全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。）又はでん粉（加工でん粉を含む。以下この項において同じ。）の含有量の合計が当該調製食品の全重量の八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（はだか麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めることとする。

（原材料である米穀の産地が明らかでない指定米穀等の産地）
第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「法」という。）第二條第四項の主務省令で定める指定米穀等は、次の各号に掲げるものとし、同項の主務省令で定める事項はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないもの（以下この条において「特定輸入指定米穀等」という。） 当該特定輸入指定米穀等の原産地
 - 一 特定輸入指定米穀等を原材料とする指定米穀等 当該特定輸入指定米穀等の原産地

(取引等の記録の作成)

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称(指定米穀等にあつては、その名称及び産地)、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(取引等の記録の作成方法)

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)

二 事務所、事業場又は店舗(以下「事務所等」という。)(ごと)に作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して仕入れを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であつて、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受け又は譲渡しをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲受け又は譲渡しをしたときの記録は、一括して作成することができる。

三 米穀等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理した記録を作成すること。

四 返品その他の事由により次条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。

2 法第三条第一項の規定による記録の作成に当たつては、米穀等の譲受けと当該米穀等(これを原材料とする米穀等を含む。)の譲渡しとの相互の関係が明らかになるよう努めるものとする。

(取引等の記録の記録事項)

第二条 法第三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあつては、第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

一 譲受け又は譲渡しをした米穀等の名称

二 譲受け又は譲渡しをした米穀等が指定米穀等(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百六十一号)第一条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げるものであつて、一般消費者への販売用に包装され、又は一般消費者への販売用の容器に入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されているものを除く。)である場合にあつては、その産地(米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの(以下この号において「米飯類」という。))

- を含む料理その他の飲食料品にあつては、当該米飯類の産地に
限る。)
- 三 譲受け又は譲渡しをした米穀等の数量
 - 四 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした年月日（これにより難い場合にあつては、譲受け又は譲渡しをした年月日）
 - 五 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称
 - 六 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした場合にあつては、当該米穀等の搬入又は搬出をした事務所等その他の場所（これにより難い場合にあつては、譲受け又は譲渡しをした者のために搬入又は搬出をした他の者の氏名又は名称）
 - 七 譲受け又は譲渡しをした米穀等が用途限定米穀（米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）第一条第一項に規定する用途限定米穀をいう。第五条第一項第八号において同じ。）である場合にあつては、その用途
- 2 前項第一号に規定する名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。
 - 3 第一項第二号に規定する産地の記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 産地が国内のものにあつては国内産である旨を、産地が外国のものにあつては当該外国が産地である旨を記録すること。ただし、産地が国内のものにあつては、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名（第三号において「都道府県等」という。）が産地である旨を記録することができる。
 - 二 産地である国が二以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である国が三以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」と記録することができる。
 - 三 第一号ただし書の規定により都道府県等が産地である旨を記録する場合であつて、産地である都道府県等が二以上あるときは、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である都道府県等が三以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」と記録することができる。
 - 四 前二号の規定にかかわらず、産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動する指定米穀等にあつては、一般消費者に産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間における当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割合の実績に基づいて、原材料に占める重量の割合の多いものから

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあつては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあつては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(米穀事業者間における産地情報の伝達)

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

順に産地を記録することができる。この場合には、過去の一定期間における実績に基づいて記録した旨を付記しなければならない。

五 指定米穀等（米穀並びに次号及び第七号に掲げるものを除く。）にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原材料である米穀の産地である旨が分かるように記録すること。

六 米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成二十一年内閣府令・財務省令・農林水産省令第一号）第一条第一号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録すること。

七 米穀等の産地情報の伝達に関する命令第二条第二号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地がその原材料である同号に規定する特定輸入指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録すること。

4 第一項第三号に規定する数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

(他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合の読替規定)

第三条 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

2 前項に規定する場合における米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲受け」とあるのは、「譲渡しの受託」とする。

(米穀事業者間における産地情報の伝達方法)

第二条 米穀事業者は、自ら生産又は輸入をした指定米穀等について法第四条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により産地を伝達する場合（次項に定める場合を除く。）は、その生産又は輸入の状況に基づいて適切に産地を伝達しなければならない。

2 米穀事業者は、他の米穀事業者から譲り受けた指定米穀等（これを原材料とする指定米穀等を含む。）について法第四条第一項の規定により産地を伝達する場合は、譲受けの相手方から伝達された産地の情報に基づいて適切に産地を伝達しなければならない。

3 法第四条第一項の規定による産地の伝達は、指定米穀等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものにその産地（米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの（以下この項において「米飯類」という。）を含む料理その他の飲食料品にあつては、当該米飯類の産地に限る。以下同じ。）を表示する方法により行う

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期)、搬出及び搬入をした場所(他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所)その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

ものとする。

4 前項の規定による産地の表示については、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成二十一年財務省令・農林水産省令第一号)第一条第三項各号に定めるところにより行うものとする。

5 米穀事業者は、指定米穀等の譲渡しの相手方の米穀事業者が当該指定米穀等について法第四条第一項又は第八条第一項の規定により正確な産地を伝達することができるよう、当該譲渡しの相手方の米穀事業者から求めがあった場合には、必要な範囲において、当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割合その他の必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

(搬出、搬入等の記録の作成方法)

第四条 第一条の規定は、法第五条の規定による記録の作成について準用する。

(搬出、搬入等の記録の記録事項)

第五条 法第五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあつては、第四号及び第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

- 一 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の名称
- 二 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の数量
- 三 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期)
- 四 搬出又は搬入をした場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所
- 五 他の米穀事業者との間で搬出又は搬入をした場合にあつては、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした事務所等その他の場所(記録が分類又は整理されており、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所が明らかであるときは、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称)
- 六 廃棄又は亡失をした場合にあつては、廃棄又は亡失をした事務所等その他の場所
- 七 米穀等を廃棄するため、当該米穀等について、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に引渡しをした場合にあつては、引渡しをした相手方の氏名又は名称
- 八 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等が用途限定米穀であ

(記録の保存)

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定する食品表示基準、農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指

る場合にあつては、その用途
2 第二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による記録の作成について準用する。

(廃棄の記録の作成を要しない場合)

第六条 法第五条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 残留する農薬についての検査、品位等についての検査その他の検査を行うため、必要最小限の米穀等について廃棄をした場合(一回の検査につき五キログラム以上の米穀等について廃棄をした場合を除く。)
- 二 一般消費者への販売をした米穀等の売れ残り又は一般消費者への提供をした米穀等の食べ残しについて廃棄をした場合

(記録の保存期間)

第七条 法第六条の主務省令で定める期間は、三年間とする。ただし、次の各号に掲げる米穀等にあつては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべき米穀等 三月間
- 二 記録を作成した日から賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。)までの期間が三年を超える米穀等 五年間

(一般消費者に対する産地情報の伝達方法)

第三条 法第八条第一項の規定による産地の伝達は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 指定米穀等の包装又は容器の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法
- 二 店舗その他の指定米穀等の販売又は提供をする場所にあるメニュー、冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものにその産地を明瞭に表示する方法
- 三 店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目につきやすい場所にその産地を明瞭に表示する方法

定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならぬ。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようになる措置として主務省令で定めるものがとられている場合であつて、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

四 通信販売（不特定かつ多数の者に指定米穀等の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて行う指定米穀等の販売をいう。）を行う場合において、広告（当該指定米穀等の販売の条件について広告するものに限る。）の見やすい箇所とその産地を明瞭に表示する方法

2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、法第八条第一項の規定による産地の伝達について準用する。

（産地の情報を一般消費者が知ることができるようになる措置等）

第四条 法第八条第二項の主務省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の産地の情報を知ることができるようになる措置は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

インターネットを利用して当該指定米穀等の産地の情報を公衆の閲覧に供すること。	当該指定米穀等の産地の情報に係るホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページを閲覧することにより産地の情報を知ることができるようになる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。
従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、店頭において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。	当該指定米穀等の産地の情報を知ることができる相談窓口の連絡先及び当該相談窓口に関合せを行うことにより産地の情報を知ることができるようになる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。
従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、一般消費者向けの相談窓口において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。	当該指定米穀等の産地の情報を知ることができる相談窓口の連絡先及び当該相談窓口に関合せを行うことにより産地の情報を知ることができるようになる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等（料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。）について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

（勧告及び命令）

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の

（一般消費者に対する産地情報の伝達の適用除外）
第五条 法第八条第三項の主務省令で定める要件は、指定米穀等の提供の事業を行っていることとする。

2 法第八条第三項の主務省令で定める指定米穀等は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第百六十一号）第一条第五号に掲げるもの以外の指定米穀等とする。

（身分を示す証明書の様式）

第八条 法第十条第一項の立入検査（法第十一条第一項第二号に規定するものに限る。）をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（身分を示す証明書の様式）

第六条 法第十条第一項の立入検査（法第十一条第一項第一号に規定するものに限る。）をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

2 米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第九条第一項の規定による報告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（前号に掲げるものを除く。）に関する事項 農林水産大臣

2 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項本文（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一項の規定による報告をしようとするときは、あらかじめ、その報告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に対し、前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

一 内閣総理大臣又は農林水産大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣

6 前項の規定により要請を受けた大臣は、当該要請を受けて講じた措置を、内閣総理大臣又は農林水産大臣の要請を受けて講じたものにあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣に、財務大臣の要請を受けて講じたものにあつては財務大臣に通知するものとする。

7 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・財務省令とする。ただし、第三条第一項、第五条及び第六条に規定する主務省令は、農林水産省令・財務省令とする。

8 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

9 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する権限の全部又は一部を国税庁長官に委任することができる。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条 法第十一条第八項の政令で定める権限は、同条第五項に規定する権限とする。

（権限の委任）

第四条 法に規定する財務大臣の権限（法第十一条第五項に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

10 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により
国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めると
ころにより、これを地方支分部局の長に委任することができる。

第五条

法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げ
るものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、
農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第九条第一項の規定による勧告（米穀事業者であつて、そ
の主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の地方農政局の管轄
区域内のみにあるものに関するもの（第七条第一項本文の規定
により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く
。）に限る。） 当該地方農政局の長
- 二 法第九条第一項の規定による前号に定める地方農政局長の勧
告（第七条第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府
県知事がした勧告を含む。）に係る法第九条第二項の規定によ
る命令（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場
及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関す
るもの（第七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこ
ととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農
政局の長
- 三 法第十条第一項の規定による米穀事業者又は米穀等の運送業
者若しくは倉庫業者（以下「米穀事業者等」という。）に対す
る報告の徴収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管
轄する地方農政局長
- 四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査
 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

第六条

第四条の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、
次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。た
だし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第九条第一項の規定による勧告（米穀事業者であつて、そ
の主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局（沖縄国税
事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内のみにあるものに関
するものに限る。） 当該国税局の長
- 二 法第九条第一項の規定による前号に定める国税局の長の勧告
に係る同条第二項の規定による命令（米穀事業者であつて、そ
の主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局の管轄区域
内のみにあるものに関するものに限る。） 当該国税局の長
- 三 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に対する報告の徴
収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する国税
局長（沖縄国税事務所長を含む。次号において同じ。）
- 四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査
 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する国税局長又は税
務署長

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定によ

（都道府県が処理する事務）

り消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第七条

法に規定する農林水産大臣の権限及び法第十一条第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域米穀事業者」という。）が行う米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものにあつては、法の目的を達成するため特に必要があると認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第九条第一項の規定による勸告（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 二 法第九条第二項の規定による前号に定める都道府県知事の報告に係る同条第二項の規定による命令（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事
- 三 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に対する報告の徴収に関する事務 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査に関する事務 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十一条第三項及び第四項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務（同項第一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に（当該事務が法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものである場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に）報告しなければならない。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令
(平成二十一年十一月五日)

(内閣府令・農林水産省令第十一号)

- 1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
 - 一 勸告又は命令をした米穀事業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 勸告又は命令をした年月日
 - 三 勸告又は命令に係る指定米穀等の種類
 - 四 勸告又は命令の内容
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 令第七条第四項の規定による報告（法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- 二 第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者

- 5 消費者庁長官又は農林水産大臣は、地域米穀事業者について法第十条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該地域米穀事業者が法第八条第一項の規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第九条第一項の規定による報告に係る措置(第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした報告に係るものに限る。)をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 第一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号又は第四号に掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

- 一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所
- 二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
- 三 報告の徴収又は立入検査に係る指定米穀等の種類
- 四 報告の徴収又は立入検査の結果
- 五 その他参考となるべき事項

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令

(平成二十一年十一月五日)
(農林水産省令第六十一号)

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定による報告(法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものを除く。)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
- 一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
 - 三 報告の徴収又は立入検査に係る米穀等の種類
 - 四 報告の徴収又は立入検査の結果
 - 五 その他参考となるべき事項

- 三 第六条の規定に違反した者
- 四 第九条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条及び第五条第二項の規定 公布の日
 - 二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し（譲渡しの委託を含む。）をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であつて、指定米穀等であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条第一項並びに第十一条第五項及び第六項の規定の適用については、第三条第一項中「名称（指定米穀等にあつては、その名称及び産地）」とあるのは「名称」と、第十一条第五項及び第六項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあり、並びに同項中「内閣総理大臣及び農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令
(平成二十一年十一月五日)
(政令第二百六十号)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日は平成二十二年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年七月一日とする。

附則

(施行期日)

- 第一条** この政令は、法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第七条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項並びに附則第四条の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日から前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における第七條第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「農林水産大臣の権限及び法第十一条第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限」とあるのは「農林水産大臣の権限」と、同項ただし書中「消費者庁長官又は農林水産大臣」とあり、及び同条第二項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第四項中「同項第三号又は第四号に掲げる事務（同項第

この省令は、法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。ただし、第二条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

附則

この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令
(平成二十一年十一月五日)
(農林水産省令第六十一号)

附則

この省令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令
(平成二十一年十一月五日)
(内閣府令・農林水産省令第十一号)

附則

この命令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）附則第一

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食物品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加え、とともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関すること。

一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。)とあるのは「同項第三号又は第四号に掲げる事務」と、「農林水産大臣に(当該事務が法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものである場合にあっては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に)」とあるのは「農林水産大臣に」と、同条第六項中「消費者庁長官若しくは農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四百二十二号の次に次の一号を加える。

四百二十二の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)

(消費者庁組織令の一部改正)

第四条 消費者庁組織令(平成二十一年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関すること。

条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。